

## 一問一答質問項目表

### 1. 島根原発での新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 島根原発構内では何人の労働者、作業員が働いているのか伺う。(部長)
- ② 原発の工事関係者や請負者、ならびに原子炉を監視・制御することが求められる原子炉運転員に対する感染防止対策を伺う。(部長)
- ③ 現在、県の受入確保病床数は253床である。島根原発で大量の作業員がクラスター(感染者集団)になった場合、病床数が不足すると考えるが、如何か。今後の対応方針を伺う。(部長)
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の要は、3密を避け、遠距離移動を避けるなどの移動制限が求められる。しかしながら、原発事故が発生すれば、バスでの移動や避難所への避難をしなければならず、感染拡大を招くことになる。新型コロナ対策と原発事故時の避難の方向性は全く逆であり、相反するものである。新型コロナウイルスの感染が拡大する中において原発事故が起これば安全確保は困難であり、原子力規制委員会は、新規制基準適合性審査の審査対象として、新型コロナウイルス対策を、さらには避難対策を盛り込むべきと考える。県においても、新型コロナ感染症対策を踏まえた避難計画の抜本的見直し、充実が必要であると考えますが、所見を伺う。(知事)

### 2. 島根原発サイトバンカ建物の巡視業務未実施について

- ① 中国電力は、本年2月にサイトバンカ建物の巡視業務が実施されていなかったことを公表し、その後の調査で、驚くべきことに、2002年度以降8人が計32日、巡視業務を実施していなかったことが明らかとなり、原子力規制委員会から法令違反を指摘された。中国電力は、2010年に511か所もの点検漏れの発覚以来、安全文化の醸成に取り組んできた中でのこの度の不祥事についての所見を伺う。(知事)
- ② 度重なる不正・不祥事を続ける中国電力には、安全文化の醸成などできないと考える。なぜなら、中国電力が策定しようとしている再発防止対策は、根源的なことに踏み込んでいない。根本的な原因分析と再発防止策を策定、実施させるために、県として如何なる対応を行うのか伺う。(知事)
- ③ 不正・不祥事を繰り返させないためには、「原発は事故を起こさない」との安全神話から決別することが肝要と考える。中国電力の清水社長は本年1月、「2025年までに島根原発2、3号機を稼働させたい」との意向を示し、「原発ゼロ」を願う県民の願いを踏みにじる経営方針を表明した。経営陣をはじめ、協力会社までが安全神話に浸かりきっている中国電力に原発を運転する資格・能力はないと考えるが、所見を伺う。(知事)

### 3. 医療・介護崩壊を食い止めるために県が果たす役割について

- ① 医療機関や介護事業所からは「患者さんが感染を恐れ、受診控えで相当な患者減となっている。収入減で資金不足が危惧される」「受診抑制、医業収入の著しい低下で廃業を検討せざるを得ない」「未だマスク、ガウンなど基本的な感染予防物資すら足りない。感染の恐怖に怯えながら、命懸けで支援にあたっている」「感染が拡大する前から、介護現場では人員不足で通常の支援を行うことすら危ぶまれている」との声が寄せられている。医療や介護現場の実態をどう把握し、認識しているのか伺う。また、医療機関、介護事業所の経営状況をどのように把握、認識しているのか伺う。(部長)

- ② 県立中央病院における今年3月～5月の患者数及び医業収入について対前年同月比で示されたい。(病院局長)
- ③ コロナ禍で医療機関、開業医、介護事業所は深刻な経営危機に陥っている。医療、介護、在宅のうち、一つでも機能喪失が起これば、地域医療の崩壊が危惧されると考えるが、所見を伺う。(部長)
- ④ 政府の第2次補正予算では、コロナ対応の医療機関への財政支援は計上されているものの、非コロナ医療機関、地域医療の経営危機に対する財政支援は全くない。そして、利用控えなどで収入が途絶えている介護事業所などへの支援策も盛り込まれていない。医療機関や介護福祉施設の経営を支え、医療・介護従事者が安心して働き続けられなければ「第2波コロナ」に備えることはできない。経営悪化に伴う従事者への処遇悪化、離職などによる医療・介護崩壊という負のスパイラルは絶対に避けなければならない。医療・介護崩壊を起こさないために、医療機関・介護事業所に対し、昨年度年収を確保できるよう財政支援を決断すべきと考えるが、如何か。(知事)

#### 4. 地域医療構想の抜本の見直しについて

- ① ベッド数を削減し、患者を「川上」の医療機関・病院から「川下」の介護施設・在宅医療へ移す地域医療構想は抜本的な見直しが必要と考えるが、如何か。(部長)
- ② 効率化が優先されてきた現在の医療体制では感染症の拡大や医療崩壊を防ぐことができないことが浮き彫りとなった。今こそ、安心できる医療体制の確立が求められる。公立・公的病院再編・統廃合の白紙撤回を国に強く要求し、医療労働者や地域住民に地域医療を守り抜く姿勢を示すべきと考えるが、如何か。(知事)
- ③ 病院や介護事業所が閉所し、医療・介護崩壊が起これば、島根創生計画で掲げる「必要な生活機能が維持され、笑顔で暮らせる島根」「医療が確保され、安心して暮らせる島根」の土台が崩れることとなる。県民の命と安全を守り抜くため、医療・介護崩壊は絶対に起こさない決意を伺う。(知事)

#### 5. 憲法の理念に基づいた新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 休業補償や医療支援に後ろ向きの政府の姿勢の根本には、憲法25条(生存権)を無視し、医療、介護、年金の社会保障制度を削減、破壊してきた「構造改革」路線がある。医療・福祉への本格的な財政支援に国が全責任を負うことは、憲法第25条及び憲法13条(個人の尊重、幸福追求権)の要請である。また、憲法29条(財産権)は、公共のために私有財産を制限する場合、「正当な補償が必要」と定めており、自粛により休業を余儀なくされたり、収入を減らした人に国が継続的な補償を行うことは当然の措置と考える。県政が憲法を生かし、憲法が要請する財産権や生存権、幸福追求権を保障する決意を伺う。(知事)